



南山高等学校・中学校男子部 寄附金募集趣意書

南山高等学校・中学校 男子部

校長 ヨセフ・ブルーノ・ダシオン

～南山高等学校・中学校男子部の教育の更なる充実と発展に向けて～

南山高等学校・中学校男子部（以下「男子部」という）は、1932年に創設され、入学者61名という小規模な始まりでしたが、「高い人格」「広い教養」「強い責任感」を教育方針に掲げ、地域の皆様のご理解とご支援により、今日に至るまで数多くの卒業生を送り出し、各方面で素晴らしい活躍を見せています。

男子部は、これからもキリスト教精神による体系的な6カ年一貫教育を通じて、社会に貢献できる人格教育を推進していきませんが、同時に、社会を取り巻くグローバル化、ICT化に対応するための教育活動・教育環境の更なる充実が必要と考えております。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症に関わって「学びの継続」もサポートしていく必要性もございます。

そこで、男子部は、広く皆様のますますのご理解とご支援をいただき、これからもより地域社会に歓迎され、貢献できる学校となるべく、教育活動支援を目的とした寄附のお願いをさせていただくことといたしました。ぜひとも、多くの方々にご賛同いただき、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

寄附金募集概要

目的 南山高等学校・中学校男子部の教育活動に対する支援を目的とします。

募集期間 随時受け入れさせていただきます。

募集の金額 個人 1口1万円 法人 1口5万円
※金額にかかわらず有り難くお受けさせていただきます。

お申込み方法

1. 寄附申込書(同封のものまたは本校 Web ページからダウンロードしたもの)に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、郵送にて下記事務室までお送りください(法人の場合、法人名、代表者役職名、代表者名などをご記入のうえ、郵送にてお送りください)。
2. 寄附申込書の到着後に、本校より振込依頼書をお送りいたします。

個人情報の取り扱いについて

「人間の尊厳のために」を建学の精神とする南山高等学校・中学校男子部では、プライバシー保護と基本的な人権の尊重の観点から、入学時、学校生活などさまざまな場面において、皆さまから収集した個人情報を、適正に、最大限の配慮をもって取り扱うために「南山高等学校・南山中学校個人情報保護に関するガイドライン」を定めるとともに、「個人情報保護委員会」を設置しています。お預かりした個人情報は、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、南山学園に対する個人の寄附は所得控除や税額控除といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の①役員、②役員と親族関係を有する方、③役員と特殊の関係にある方からの寄附の情報は、条件によって閲覧に供する場合がありますので、詳細についてはお問合せください。

寄附に関する問い合わせ先

〒466-0838 名古屋市昭和区五軒家町6番地

南山高等学校・中学校男子部事務室

TEL 052-831-6455

FAX 052-831-7059

E-mail danshi-kifu@nanzan.ac.jp

寄附金に対する税制上の優遇措置について

南山高等学校・中学校男子部への寄附金は、税制上の優遇措置が受けられます。

●ご寄附者様が個人の場合

寄附金が2千円を超える場合、以下2つの方法から選択することができます。確定申告の際どちらか一方をご選択ください。

寄附金 所得控除	当該年中に支出した寄附金の総額(*1) - 2千円 = 寄附金所得控除額*2
寄附金 税額控除	(当該年中に支出した寄附金の総額(*1) - 2千円) × 40% = 寄附金税額控除額*2

*1 ただし、年間総所得金額の40%が限度となります。

*2 ただし、控除対象額は、所得税額の25%が限度となります。

※「学校の入学に関してする寄附金」に該当する場合は優遇措置を受けることができません。
詳細は国税庁 Web ページをご確認ください。

※この他に、各地方団体の条例により、道府県民税または市町村民税の控除の適用を受けられる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

●ご寄附者様が法人の場合

受配者指定寄付金	日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄附者が指定した学校法人へ寄附していただく制度です。寄附金の全額が損金算入できます。
特定公益増進法人 に対する寄附金	学校法人南山学園は「特定公益増進法人」に該当しますので、一般の損金算入限度額*3とは別枠で損金算入が認められます。 特別損金算入限度額 = (資本金等の額 × 0.375%) + (所得の金額 × 6.25%) × 1/2

*3 一般寄付金の損金算入限度額 = ((資本金等の額 × 0.25%) + (所得の金額 × 2.5%)) × 1/4

※ 名古屋市では、寄附金額に応じて法人の市民税を減免する企業寄附促進特例税制が期限付で創設されております。詳しくは名古屋市 Web ページをご覧ください。

寄 附 申 込 書

学校法人南山学園南山高等学校・中学校男子部の教育・研究設備の整備および教育の充実に充てるための寄附を下記のとおり申し込みます。

年 月 日

学校法人 南山学園

理事長 市瀬 英昭 殿

記

(フリガナ) ()

寄附申込者ご名称 _____ 印

(法人の場合は、代表者をお書き下さい)

寄附申込者ご住所 〒 _____

電話番号 _____

寄 附 金 額 金 _____ 円

寄附金振込予定日 _____ 年 月 日

銀行口座名 三菱UFJ銀行 八事支店 普通預金 0233100

学校法人 南山学園 理事長 市瀬 英昭

(学校法人 南山学園 男子部)

【確認事項】

- ※ 当該寄附により、寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別な利益を受けることはありません。
- ※ 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生またはその保護者より、**入学願書受付の開始日から入学年の12月末日までに賜ります寄附**は、税法上「学校の入学に関してする寄附金」とみなされ、原則、税控除の対象となりませんので何卒ご了承ください。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック☑を入れてください。(入学の翌年1月からは新入生の保護者であっても所得税控除の対象となります。)

南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生、または新入生の保護者であり、入学願書受付開始日から入学年の12月末日までの期間の寄附である。
 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園に入学願書・入園願書を送付した方、またはその保護者であり、入学願書受付開始日から入学年の12月末日までの期間の寄附である。

- ※ 当該寄附が出資目的の寄附である場合、特定公益増進法人に対する寄附金控除等の税制上の措置の対象外となります。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック☑を入れてください。出資目的とは「金銭等の財産を提供して株式や出資持分を取得する行為全般」を指すものです。

この寄附は南山学園への出資を目的とした寄附である。

- ※ お預かりした個人情報は、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、南山学園に対する個人の寄附は所得控除や税額控除といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の①役員、②役員と親族関係を有する方、③役員と特殊の関係にある方からの寄附の情報は、条件によって閲覧に供する場合があります。

《送付先》 〒466-0838 名古屋市昭和区五軒家町6 南山高等学校・中学校男子部